

## ○福知山市実費弁償条例（昭和24年3月2日条例第8号）

### ○福知山市実費弁償条例

昭和24年3月2日条例第8号

改正

昭和27年4月条例第11号  
昭和27年12月条例第37号  
昭和29年7月条例第18号  
昭和31年10月条例第19号  
昭和32年10月条例第39号  
昭和33年5月条例第29号  
昭和39年10月条例第52号  
昭和41年4月条例第9号  
昭和43年3月条例第25号  
昭和54年7月16日条例第3号  
平成3年9月26日条例第9号  
平成19年3月29日条例第29号  
平成25年3月26日条例第60号

### 福知山市実費弁償条例

（実費弁償）

第1条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定により、次の各号により出頭又は参加した者に対し、実費弁償として次の金額を支給する。

- （1） 公職選挙法第212条第1項及び地方自治法第74条の3第3項の規定により、選挙管理委員会に出頭した者 日額 2,000円
- （2） 地方自治法第100条第1項及び第115条の2第2項の規定により本市議会に出頭した者 日額 2,000円
- （3） 地方自治法第199条第8項の規定により監査委員の要求により出頭した者 日額 2,000円
- （4） 地方自治法第115条の2第1項の規定により公聴会に参加した者 日額 2,000円
- （5） 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農業委員会に出頭した者 日額 2,000円

第2条 地方公務員法第8条第5項の規定により公平委員会に喚問された者に対し、実費弁償として次の金額を支給する。 日額 2,000円

（実費弁償の額の増額）

第3条 市長において必要があると認めるときは、実情に応じ前2条の金額を増額することができる。

（支給時機）

第4条 前3条の実費弁償は、出頭若しくは参加の日から1か月以内にこれを支給するものとする。

附 則

この条例は、昭和24年1月1日からこれを適用する。

附 則（昭和27年4月条例第11号）

この条例は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（昭和27年12月条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年7月条例第18号）

この条例は、昭和29年7月20日から施行する。

附 則（昭和31年10月条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則（昭和32年10月条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年5月条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月条例第9号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月条例第25号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月16日条例第3号）

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（平成3年9月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。